

甲賀市議会政治倫理審査会（第2回） 記録

会議期日 令和8年7月13日（月）
開 会 9時30分
散 会 11時07分
開催場所 甲賀市役所 第1・2委員会室
出席委員 委員長 山岡光広
副委員長 堀 郁子
委員 西村 慧、小倉 剛、福井 進
出席議員 谷永兼二（請求者代表）、木村眞雄（請求者）、出口雅之（請求者）
傍聴議員 岡田重美、長源一、古賀友康、若狭健太
傍 聴 者 1名
事 務 局 事務局長 西野恵、係長 平岡鉄朗、主査 鵜飼彩香

委員長（山岡光広） それでは皆さんおはようございます。第1回に続きまして、本日第2回の審査会を開かせていただきます。定足数に達しておりますので、これより第2回審査会を開かせていただきます。

本日は次第にも載っておりますので、それに基づいて進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

去る7月10日に、審査請求者に対して、審査会への出席要求を行いました。それによりまして、本日3名の審査請求者にご出席いただいております。

はじめに、請求人代表から、今回の政治倫理基準等違反の審査請求を行った経緯をご説明いただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

請求者（谷永兼二） 皆さんおはようございます。本日は請求者からの説明及び質疑ということで呼びいただきまして、誠にありがとうございます。それでは座って説明させていただきます。

それでは私が請求人の代表者ということですので、私から説明させていただきます。

今回の請求は、特定の議員の発言を封じようとするものではありません。議員の質問権そのものを制限しようとするものでもありません。

議員には市民の代表として行政を監視し、課題を提起するための質問権が保障されています。これは議会制民主主義の根幹であり、最も尊重されるべき、大切な権利です。しかしその一方で議会での発言には大きな影響力があると思います。だからこそ、その自由は無制限ではなく、地方自治法や議会の条例、規則、政治倫理条例により議会の品位を保ち、他人の私生活や人権に十分配慮することが求められています。平たく言えば、権利はあるもの

の何を言ってもいいわけでもない、ということを考えます。

私が問題としているのは、一般質問の中で、不確定な事案が断定的に取り上げられ、さらに複数の情報を組み合わせることで、一般市民が特定される状況が生じたということです。

仮に、このような発言が議場で許容されるという前例になれば、今後も同様の手法によって、一般市民が議場の場で取り上げられ、名誉や人権を傷つけられる恐れがあります。それは市民が安心して、議会を見守ることができる環境とは言えないのではないかと考えます。

例えば、仮に、個人が特定をされなくても、個人を特定した前提での発言ということも、問題と考えます。

私が審査会にお願いしたいのは、発言内容の真意を争うことではございません。

議会という最も公的な言論の場において、このような発言が、政治倫理上許容されるのか。そして、議会の品位や市民からの信頼という観点から、適切であったのかを公正な立場でご判断いただきたい。ということで、請求をさせていただきました。

政治倫理審査会は、個人を非難するための制度ではなく、市民から信頼される議会を維持するための制度であると理解をしています。

今回の審査が、1人の議員だけの問題ではなく、今後の甲賀市議会における言論のあり方や、倫理の基準を考える機会となり、市民の皆様から、より信頼される議会に繋がることを願っての、審査請求でもあります。

以上、簡単ではありますが、請求した理由の説明とさせていただきます。

委員長（山岡光広） はい、ありがとうございました。

委員の皆さんには、すでに、審査請求書そのものについては、第1回の委員会の中で、読み上げて確認をしているところです。今ほどは、その経緯についてご説明いただきました。

そこで少しですけれども私の方から3点ほど、代表者及び請求人に対してお伺いさせていただきたいと思います。

そののちに委員の皆さんから質疑をしていただくという形をとりたいと思いますので、ご協力よろしくお願いします。

まず最初に、先ほど請求人の方からは、発言内容の真意を問うわけではなく、こういう発言がありました。まず1つ目は、問題の発言は、請求書によりますと、2月27日の一般質問とこういうふうになっています。

政治倫理審査会を設置して欲しいと、ということで審査請求書が提出されたのが、6月12日ということになります。

すでに実際の発言から、3か月を経過しているということもありますのでね、1つは、なぜ今、審査請求なのかということについて、簡潔にお尋ねしたいと思います。

2つ目は、私自身も当日の一般質問等を聞いてみまして、一般質問そのものにそぐわないのではないかっていうのを率直に感じました。

つまり市の総合政策部長に聞くべき事案なのかどうかって言う点です。この点については、請求人の方はどういう認識を持っておられるのかお尋ねをしたいと思います。

3つ目は、請求人である出口議員、木村議員にお聞きします。

代表の方から請求を上げたいということで、それに賛同して、請求人に名を連ねていただいたということですが、その経緯と意思を順序述べていただいたらありがたいなと思います。まず、1と2の項については、請求人代表にお伺いしたいと思います。

請求者（谷永兼二） ただいま質問、指摘がありました。3か月あまりが経っての請求となったのはということについてですけれども、ご指摘の通り、2月27日に一般質問が行われて、請求が6月12日です。この間、時間を要したのは、先送りをしていたということではなしに、いろいろ精査をする中でという意味合いがあります。時系列で言いますと、一般質問をされた当日、私は、入院治療のために病床にいました。

病床で、インターネット中継、一般質問中継を見ておりまして、そのときに、この発言は問題だなというふうに感じました。

入院中でありましたので、直ちに何をという動きはとりませんでしたので、退院後に本会議に復帰してから、同僚議員とか、それから、インターネット中継の録画、そして議事録等を確認いたしまして、政治倫理条例に照らして審査が必要な事案であるという認識に至りました。

一方で、議長からは、通告されたとき、そして発言後も含めて、指摘なり、発言の訂正や取り消しについての助言なり働きがあったようにも聞いています。

本会議中に、対象議員から本会議の場で何らかの発言があるかなっていうことにも期待をしておりましたけれども、一切の発言はありませんでした。最終日まで、それを待ちました。

その後も会派代表者会議においてこの事案については何度か協議の場があったのも事実です。

4月27日の会派代表者会議、これは非公式でありますけれども、議会内で収めるのにはどうすればいいのかというようなことも含めて、ありました。

懲罰は期限が過ぎていきますけれども、懲罰に至らなくても、やはり倫理条例では、自浄能力、議会として解決をするというのが謳われていますので、そういった方法はないかということを探索した中で、これは全員協議会の場で、全議員に発言を議長から求めていただいて、当該の一般質問に関する意見なり、どのように感じたか、そして対象議員の糸目議員に対しても、弁明とは言いませんけど、どのように思いつか、その会議を通じてどのように

感じておられるかっていうような発言の機会を与えられました。

その時にも発言の訂正や、説明、一定の見解が示されるのかなというふうには期待はしておりましたが、そういったこともなく、全員協議会は終わったということです。その中でも多くの議員からは、やはり一般質問に関しては問題がありますよねっていうような発言が多く寄せられたことでありましたけれども、その問題意識も対象議員と共有するというような感じもなく、済みました。

このような経過を踏まえまして、議会内での自主的な解決は困難だということで私自身は判断をし、初めて政治倫理条例に基づく正式な審査請求を行うことを決断いたしました。

その上で、請求内容については、いろんな関係資料、それから条例や会議録等を十分確認し、請求書として整理する必要がありましたので、一定の時間を要したことも事実です。

したがって、この時期は請求を先送りしたのではなく、まず、議会内での自主的な解決の可能性を探った時期でもあります。それでも解決に至りませんでしたので、政治倫理条例に基づく手続きを選択し、3か月あまりが経ちましたけれども請求をしたというようなことです。

委員長（山岡光広） はい、ありがとうございます。

請求者（谷永兼二） そぐわないということに関しましても、私もそのように感じます。

そもそも一般質問は、市の事務、行政事務や運営について、市長や執行部の考え方を問い質すという場であるということが主であると思っています。

そんな中で、市内の自治振興会や、その時は、まちづくり協議会の会長が公金を不正に受給したとの報道に基づいて、不確定であることを、執行部に対してその適否などを質問されたというふうに認識しています。

本人の認識や事実そのものは執行部が、当然答弁できるような内容ではないというふうに感じましたし、皆さん、十分にご存じですけれども、住民自治の中の自治振興会、まちづくり協議会でありますので、その役員の身分等の処分についても、市が判断すべき立場にもありませんし、そういう意味では執行部がそのときは部長が適切に答弁をでき得るような質問ではなかったというふうに思っています。

委員長が言われたようにそもそも一般質問にはなじまないというふうに私も感じておりますけれども、一般質問になじまないから、政治倫理審査会に諮るということではないということでは言わせていただいております。

不確定な議案を断定的に取り上げて、個人の名誉や人格に大きな影響を及ぼしかねない発言が行われたことについて、今回の審査請求をさせていただきました。

委員長が言われたようにそもそもそぐわないというのは私も感じるところです。

以上です。

委員長（山岡光広） ありがとうございます。それでは、木村議員、出口議員と順番にお尋ねしたいと思います。まずは、木村議員、どうぞ。

請求者（木村眞雄） はい、すいません。審査請求の木村でございます。

まず、私が請求者になった思いなんですが、この一般質問を最初聞いてて、非常に違和感を覚えました。先ほどからも話しあるように、ちょっと一般質問にそぐわないなという印象をまず受けました。どこがそういうふうに感じたのかなというのを自分なりにもう一度整理するために、議事録を何回も何回も読み返しました。

その中で気づいたことがありますので、まずそこを申し上げたいと思います。

まず、この対象議員については、ある民間会社がデジタル活用支援推進事業に関わって、不正な国庫の補助金を受給してると。このA社と言ってますが、A社が会長が関わってるということでした。

これは、あくまで民間企業の問題なんですが、この会長がまち協の会長でもあるので、まち協に対する交付金も同様に、不正受給とかそういう不正な取り扱いをしているんじゃないかという推測がこの論理の根底にあるというふうに思うんです。まず、そこが決定的におかしいなというふうに思いました。

推測で話を構成していますので、もうこれからする話はずっともう推測になるわけなんです。そういうことが、一般質問の中で、果たして適切なのかどうかということでした。

調査すべきということを、ずっとこの議員は主張していましたが、部長の答弁では、そういう交付金に対しては、ちゃんと報告もされているので、今のところ調査する必要はないと言っているのに、それでも先ほど申し上げた推測のもとに調査すべきやということずっと主張しています。だから、かみ合わないわけです。

それともう1つは、このまち協について、この議員が自分の思い込みで発言しているなという感じがしました。

市が作ってくれと言ったと、或いは市が勝手に作らせておいてというような発言がありました。この自治振興会やまち協というのは、そもそもそういうものではないと思います。

住民が、自分たちが作っていくと、自治をしっかりとやっていくということが根底にあると思います。

その1つの手法として、当然、市はアドバイスや支援というのはしてると思いますけれど、作らせておいてというのは、ちょっとこれは違う見方だなというふうに思いました。

部長の答弁に対して、無責任という言葉が何回か見当たりました。極めて無責任な答弁という発言もありました。

これは、議会の中でそういうような発言というのはいかがなものかなと
いうことを私は感じています。

総じて言いましたら、先ほど谷永議員がおっしゃいましたように、極めて
不確定な要素をさも事実のように取り上げて、個人を決定できるような、そ
ういうことで個人攻撃にも繋がっているということを感じました。

ですので、これは政倫審にかける案件やというふうに思いまして、審査請
求人となりました。以上でございます。

委員長（山岡光広） はい、ありがとうございます。それでは出口議員、どうぞ。

請求者（出口雅之） 私も請求人の1人となりました出口雅之でございます。私はま
だ、期数も浅く、こういった場面にもなかなか出くわしていなかったんで
すけれども、非常に今、お2人がおっしゃられたことと、よく似ている点
は、やっぱり対象議員の一般質問において、やはり、すごい違和感が、一番
感じたのが、本当に少し残念というか引っかかっている部分であります。と
言いますのも、私、市民感覚というのか、市民目線で見たときに、この議会
という中で、この一般質問をされて一番の違和感は執行部に対する質問の
言葉のトーンであるとか、いわゆる品位にかけているような、今、木村議員
がおっしゃられたような、無礼な言葉がものすごく引っかかりました。

といいますのも、やはり執行部に対して感じたのは威圧的というのか、高
圧的とかそういう言葉のトーンで、やはり、答える側としても、そういうよ
うな言葉でなかなか気を遣うような答弁しかできないような雰囲気も感じ
ましたし、やはり、この議会の中での品位というのは、少し市民から見たら、
ちょっと残念な気がしたというふうには想像できます。

他の点でも、お2人がおっしゃられたように、断定的な、疑惑の段階での
断定的な言動であるとか、個人が特定できるような、言葉、言動であるとか
いうのは、やはり一般質問にそぐわないというのは、私も同じように感じて
おりました。

同僚議員とはテーマに関して、いろんな話をしている中でも、同じような
考え、同じような意見の方も数多くいましたので、私もそのように感じてお
りましたので、このように請求人の1人として、ここにいささせていただくこ
とを決意しました。以上です。

委員長（山岡光広） はい。ありがとうございます。

それではそもそもの請求書の文言も含めて、そこに記載されている中身
や、今ほどご説明いただいた経緯も含めて、委員の方から、質疑を受けたい
と思います。

どなたからでも結構ですので、お伺いしたいと思います。

どうぞ、小倉委員。

委 員（小倉剛） こちらのお三方が違和感っていうのがあったと思います。その違
和感を持って、今この請求をされる前、ことがあった2月27日以降、そし
てまた請求されてから今までに、最後市民からも残念というような言葉も

ありましたけれども、市民の皆様方から、お三方で、市民の皆様の感情というか思いをどのようにとらえておられるのかお聞きしたいと思います。それと、これに出されてからは公になっています。

それに対して事務局の方に何か市民さんから問い合わせがあったのか、意見も踏まえてお聞きしたいと思います。

委員長（山岡光広） 2点目は事務局にということをお願いしているの。

それはちょっと事務局に聞く機会がありますので、その分はその時にさせていただきたいと思います。今日は請求人ということですので、冒頭の部分について、どうぞ。

請求人（谷永兼二） ただいま質問いただきました違和感、私は違和感というよりも問題やなというふうに感じました。その後も、市民の方から、なんてこと言うんやろうなというような話も聞きました。

市民感情としまして、当該の特定された人物の方から直接そのような話は聞くことはなかったんですが、この審査請求の元となったということではありませんけれども、裁判事案というような、裁判事案というのが適切かどうかわかりませんが、この発言に対して、糸目議員と、当該特定された人物との動画の差し止め請求というようなことが行われたということも聞いております。

そういったことも含めて、それも含めて、私の周りの市民の方は、市民が特定されると、不確定なことで特定するのはあかんよねっていうような意見が多くありました。以上です。

委員長（山岡光広） はい。どうぞ。

請求者（木村眞雄） 市民の方々の受け止めなんですけれど、私は直には市民さんの方からの声は聞いておりません。おりません。

一方当日にはこの傍聴の方が来られて、内容を一部始終聞いておられたという事実があります。

だから市民の受けとめ方がどうなのかということは、ここで私からは申し上げられませんが、品位ある議会を進めていくという観点で見ると、やはり先ほど申し上げましたように、この対象議員の、発言の論理のもとにあるもの、推測ですね。それが論理構成のもとにある。

それからもう1つは、極めて無責任というような、非常にある意味、不適切な発言。そういうものを、やはり許されてはならないだろうというふうに私は思っております。以上です。

委員長（山岡光広） 出口議員どうぞ。

請求者（出口雅之） 私にも直後に何軒か、電話もありましたし直接話した市民の方もいました。

もちろん個人的な感情で物を言う方もおられたんですけども、そういう意見をちょっと除外したとして、やはり冷静にこの件に関して、ご自分の意見を仰った方は、何人かいたんですがやっぱり賛否分かれておりました。

なんてこと言うのかという方もいれば、よく言ったというようなお声も聞きました。

なかなかそれに対して、明確なお答えはもちろんしてませんが、やはり、今いろんな意見がある、それもしかるべきだとは思いますが、いろいろ聞いた意見も踏まえて集約した私の考え、思いというのは先ほど述べましたように、請求人の1人とさせていただくことに、結果落ち着いたということで、感覚としてはやはり、当然、賛否もありますし、それに対してちょっと、そんなときはどっちがどうだという答えは個人的にはしておりません。以上です。

委員長（山岡光広） はい。ていう、見解なんですけど。

委員（小倉 剛） あまり市民さんのお声をいただいてってということではないというふうに感じたんですけれども。私も確かに市民さんから、もう議会は何言うてもいいのか、とかいうふうなことも、聞かれました。

一定、言論自由の中でも、制約があって然りのことなので、それはそのように伝えましたけれども、じゃあどうなんねんとかいうふうなことは答えられなかったので、今日に至ってるんですけれども。何かを求めるものではないということもおっしゃいました。

議会の秩序のための行動やというふうに理解をさせていただいたんですけれども、それだけのものと、当該議員の何らかの処罰を求めるに至るのか。そこらのお考えはどうなんでしょうか。

委員長（山岡光広） はい、請求人どうぞ。

請求者（谷永兼二） 請求をしたのは、どんな背景があろうとも、甲賀市議会としてこの答弁の発言は、議会の品位を損なう発言であると。

これが、内容等が真意、本当か嘘かということは、私も糸目議員が発言されたことの内容はわかりません。

そこはもう法的なことは法的に任すということは第一やと思ってますし、甲賀市議会としてどうかという、ここが大事であって、それによって、どの処分をするのかということはもう、当委員会にお任せをしたいと思います。

発言が問題であったかどうかということの認定を、主に求めたいというふうに私は考えました。

委員長（山岡光広） 請求人がおっしゃってるように、今回ここに出されたっていうのは、そういう意味で、政治倫理基準に反するのではないかと。審査会として、それをいわば審査して欲しいと、こういう請求ということですので、今小倉議員が言われたように、最初から処罰をということを言ってるわけではないということですので、当委員会としても、請求人がおっしゃってるように、審査請求そのものの中身が本当にどうなのかなと、当該する対象議員の発言がどうなのかなと。いうことについてその部分について突っ込んだ、議論をということに、進めていっていただいたらありがたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それでは、他の委員の方も含めて。はい、西村委員どうぞ。

委員（西村 慧） 改めて、大きく2点、主に代表者にお伺いをさせていただきたいと思います。

1点目ちょっと改めてのご認識の確認です。これについては、倫理審査条例のですね、第3条の8号、市民の代表者としてその品位を損なう一切の行為を慎み、というこの品位を損なう一切の行為を慎まなかったからこの請求を挙げられたのだというふうに認識をしております。

それを分解しますと大きく2点です。

それが請求書の2に書かれている通り、まずは不確定な事案を断定した内容を記載したと。記載し発言をしたということで、これはもう見たらすぐわかる通り、公金の不正受給をしたというようなことが、断定を、通告書と議事録からも明らかになっておりますので1点目については、もう、すぐに明白に理解をさせていただきます。

2点目についてのご認識として、その間接的な要素を複数列举して個人を特定しうるような状況を作り個人攻撃と、いうようなことが書かれておるんですけども、添付資料について議事録に数字も打っていただいた（2）については、間接的事実として、書類をつけていただいているんですけども、ちょっと改めてこの間接、どの部分とどの部分で、個人攻撃ととらえられているのかについてちょっとこの審査会の場で、お伺いをさせていただきたいというふうに思います。

2点目、これは冒頭の委員長からのご質問のご答弁に関連してなんですけれども、一般質問にはそぐわない内容だったと、いうようなことで、ご説明をいただきました。

通告書は、5段階にわたって、通告がされておりますけれども、私たちは一見、発言構成であつたりとか、留意をできるのであれば、本市の事務に関わらないものではない要素も含まれてるのかなというふうに思いますが、その点についてもう一度、ご認識をお伺いしたいなというふうに思います。

よろしくお願いします。

委員長（山岡光広） 請求人どうぞ。

請求者（谷永兼二） 1点目の件なんですけれども、ここの請求書のところに、別紙のところに、請求理由というのをつけさせていただきました。

その下段のところには、（1）、（2）ということで、その内容を書かせていただいています。

もう1つの添付書類の中に、当日の一般質問の議事録をつけさせていただきました。

議事録のところに下線を引いて、この部分は、その（1）また（2）に該当する部分ですよということで、つけさせていただいています。

それが、すべてであります。

そこを見ていただくとわかるのかなというふうには思ってますけどもそ

の上で、あればまたちょっと再問いただきたいんですが。

それと行政事務にということで、おっしゃるように、5つの項目は通告書として出されました。

このまち協の事務、行政事務に関わる部分がおそらくあったと思います。

このまち協自体を、自治振興会それから自治振興交付金について、一般質問することは全然範疇であるというふうに考えますけれども、それならば、一般論として、こういったことはどうか、こういった事案が不正受給をされた場合にはどうか。

その対象の役職員はどういうふうにするのかとかいうことは、当然、その一般質問の範疇かなというふうには考えますけれども、それならば、具体的ないろんな事案を、先ほど木村委員からもありましたように、一般企業が起こしたこと、まだ不確定な段階で、まち協の会長があたかも首謀者であるかのような印象も受けました。

それを確定、特定をした上で、行政事務に関連しての、質問する必要があるのかなっていうふうに、それは問題やなということで、請求をしたのであります。

委員長（山岡光広） 西村委員。

委員（西村 慧） では2点目については理解をさしていただきました。1点について代表者の説明をいただいた通りおそらく会場にいらっしゃいますと、傍聴人、地元の皆さんが会場にいらっしゃいますというところで、議場の議員と執行部のみですけども、中継には映っておりませんでしたけれども、当該地元の方が傍聴にいらっしゃったというところであったりとか、2ページの下の部分ですね、A社というところが、オンライン行政手続きに関する助言相談を行う講習会の補助金、令和4年度、5年度を182事業、合計2億7492万6984円というような、細かい数字であったりとか、いうところをあえて列挙したというところで、新聞にも一部、皆さんが見られるというところが、間接要素が合わさって、個人が特定し得るというような認識をされて個人の攻撃に繋がるというようなこと。という理解で、すいません確認ですけどよろしいですか。

委員長（山岡光広） 請求人どうぞ。

請求者（谷永兼二） 西村委員がおっしゃるように、そういったことで個人が特定できた。できるんじゃないか、類推できるということを思いました。

冒頭の説明でも申し上げましたけども、この件は個人が特定できた、できるということは、と思います。けれども、個人を特定できなくても、誰かを特定した上で、一般質問されている。特定できなくても、これは問題があるのかなという発言やと思います。

委員長（山岡光広） ちょっと一般的なことですけどね、一般的に一般質問をする場合に、いわゆる人であり、物であり、何々でありというのは、ある意味特定するわけですよ。

逆に言うたら不特定っていうことではなくて特定したものをもって、これが事実かどうか市としてはどう考えるのか、っていうことを論じるということですよ。

そういう面では今回、特定し得るって、つまり特定をし得るっていう行為が、一部問題だというふうに言われてるんですけども、ちょっとそのところの違いがね。本来は、一般質問する場合、代表質問でもそうですけれども、基本的に事実をきちんと押さえて、そしてその事実の上に立って特定した人、特定した事象について、これはどうなんだということを言うのが筋やと思うんですよ。

今、請求人からも言われてることから言うと、それが不確定な要素を持って、断定的にこうだと言われてるところが非常に問題だっていうふうにおっしゃってるって私は理解したんですけど、そうではないんですかね。特定されるかどうか、特定されるような発言をしたかどうかっていうことが問題なんですかね。

請求者（谷永兼二） 今委員長おっしゃったように、一般質問は、いろんな事案とか、いろんなことを特定した上で、それが正確でなかったらあかん。

正確でないことは、聞く場合もありますけども、不確定なことを断定して、実際に、その時の一般質問でも、糸目議員は、確認はできてないような旨の発言もありました。

というような不確定なことを出して、特定をしてしまうということは問題やと。

委員長のおっしゃる通り、共通です。

委員長（山岡光広） 福井委員、どうぞ。

委員（福井 進） 2点ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

まず1点は、冒頭谷永議員の方から、議会として対応したことの中に、全協とか、いろんな議会の議場の中で、一般的な例として議長が注意を促すとか、いろんな形をとってはいたんですけども、最終、全協で議論もして、ここにいるメンバーもしゃべりながら、話し合いをしたわけやけど、それではきっと解決してないというような部分を踏まえて、今回の請求というお話でしたし、本来議会として、きちっと整理するいう形だったら、全協で、こういうような形でリードできなかったから請求に至ったという、その点について、どうあるべきやと、どんな感じで、解決を全協で、できひんたっと思われるポイントについて、1点お伺いさせていただきたいと思います。

それからもう1点は、ここで言うと、場合によったらここにいる委員の方も、請求者になってたかもしれんし、違和感とか問題があるっていうようなことについては多くの議員が考え、感じてたいのは全協で、明らかになったなというふうには思うんですけども、それがなかなか、今回の対象議員には伝わらへんだ部分があるというふうに思っています。

ある意味で言うと、私らが委員として、これから取り組んでいくわけです

けれども、こんな形で、再発防止に向けてで言えば、例えば、通告書が出た段階で問題と感じられたときに、止めるなり、具体的に言うと私も、1期目の最初の頃なんか、通告書を書いたときに、これは担当者と打ち合わせする中で、これはうちで答えられるべきことやないというようなことで、質問内容を削除したりというような点で言うと、再発防止言うと変やけど、こんな機会に止められる部分があったんじゃないだろうかっていうようなことで、もしそれぞれの議員が感じていただける部分があれば、例えば、議長の発言中いうこともあったかもしれんし、通告のときいうこともあったかもしれんと思うんですけど、率直に今日来ていただいているので、議員として、今回の事例でいうたらこういうふうにしたら、こんなことにならなかったんちゃうだろうかという、もしご意見があったらお聞かせ願いたいなと思います。

委員長（山岡光広） ちょっと3点目の分は、後に議長及び議会事務局の対応がどうであったのかっていう機会を設けますので、そこで、もう少し深めていただくということにしたいと思います。

請求人の方の個人的な意見っていうことがあるかもわからんけれども、これはある意味、すべての議員に関わってくる問題です。

一般質問の通告をして、すべてチェックされて、そしてそれをチェックに基づいて質問するということの、道になりかねないということになってしまっているので、またそれはそれで、それになってきたらまた逆に問題な部分もありますので、3点目のことについてはまた後程の、審査会の中で議論するというようにしたいと思いますので、1点目2点目について、請求人の方から、はい、どうぞ。

請求者（谷永兼二） 全協で全議員から発言を求めるというような内容でした。

それは当該の一般質問に関してどのように感じたかとか、意見があればとか、それを共通認識としてするというようなことで、私は認識をしています。

冒頭でも申し上げましたように、多くの、半分ぐらいは、発言をされていて問題があるよね。中には、政治倫理審査会までやる必要はないというような発言もあったように記憶はしています。

しかしながら概ね発言自体は問題があったやろということです。

それを受けて、糸目議員がどのように感じられたか。どのようにされるか。期待もしていました。そこまで、最終段階まで待ったうえで判断をせなあかんなど、ということです。訂正されるなり、発言された皆さんの意見を糸目議員が共有をするとか、そういったことはなかったように判断をしました。

当然、糸目議員にしたら、正しいことを発言をしてというのが大前提にあらうかと思います。それは間違っていない発言やと、いうことを思われますし、それぞれの議員がいろんな観点で質問をしますので、何が正しくて何が正しくないか、その人にとったら、私もそうですけれども、正しいと思って、

当然発言しているわけですので、それが間違っていた場合は、何らかの抑制がかかるようなことをしないと、やっぱり議会の品位とか、議会の信頼失墜に繋がってくるのかなというふうには、感じての請求ということです。

この請求という、倫理審査会という、大変重要な会議を持っていたいてるということは、その当該の発言が、甲賀市議会として、限定の基準ではなしに一定の基準を示すのかな。

そこまではそしたら言ってもいいんじゃないか。今の発言、当該の発言まで言ってもいいんだったら、幅はありますよ、あるけれども、そこが見過ごしてしまうと、不確定なことで個人を特定して、まして市民。公人ならまた違うとは思いますが、市民のことを攻撃をするようなことになってはいけないのかなという思いも強くあります。

以上です。

委員長（山岡光広） 福井委員、どうぞ。

委員（福井 進） さっき小倉議員も質問されましたけど、結構たくさんの方から、問題があるん違うかっていうことを、市民の方からも声を聞かせてもらいながら、同じように、全協とかそういう議会でもそういう機会を持っているということしか説明できないまま今回の審査会になっているところです。委員になってからも何人か連絡をいただくような部分もあるので、きちっとした形で、皆さんと一緒に議会としての、何らかの問題であるところを、改善するためのことを考えていかなあかなというふうに思っています。

何か質問じゃなくて、私たちの、そんな役割をしっかりと果たしていかなあかなということをおもっています。

もう1つは、対象議員にもおそらく来てもらって話を聞くと思ってるんですけども、ここはきちっとそのことが、理解というか質問しながらやけれども、ここの誤りということをしっかり伝えられる、1つの大事な機会かなというふうにも思っています。以上です。

特に答弁要ることやないんですけど。

委員長（山岡光広） 請求人どうぞ。

請求者（谷永兼二） いま福井委員おっしゃったように、誤りかどうかを審査をいただくということですので、そういう予断を許さず、公正な目で見ていただけたらありがたいな。

当然、私どもは、問題があるということで請求をしておりますけれども、ということです。

委員長（山岡光広） どうぞ、副委員長。

委員（堀 郁子） 先ほどからお話をお伺いして、また請求人の代表で谷永委員から最初に言われたこと等をお伺いする中で、本当にやっぱり心の中、心というか市民攻撃になってはいけないっていう議員の発言がっていう部分は、すごく理解ができるんですけども、この請求書の内容を読ませていただいたり、また関係例規の抜粋等も見させていただく中では、先ほどからお

っしやっておられるような、市民を守るといふふうな思いとはまた別で、議会の品位を守るといふふうな部分が、強く感じられるなといふふうには読んだんですけども、そこのおっしやっておられる部分と、この請求書の中でおっしやっておられる、私が読み取れなかったのかもしれないですけども、その部分っていうの、この差というか、に対してはどのように感じておられるのか。

またそういう部分はどこでこの請求書の中で表しているのだというようなところがございましたら、お伺いしたいです。

委員長（山岡光広） 請求人。

請求者（谷永兼二） 市民を守るといふふうにおっしやっていただきました。

それは当然ですし、当該発言では、市民が守れないような状況やなという。

それは、そういった発言自体が、議会の品位を損なう、議会に対して市民からの信頼を得られないといふふうに思います。

そういった意味で、市民を守るといふような文言が弱いといふようなご指摘でもあらうかと思いますが、議会の品位を保つ、信頼を保つことにより、当然、市民の生活、それから市政をということを守る、進めるということが、根底にある請求書です。

そこは、記載が十分でなかったかもしれませんが、まずは議会が、議会の品位を保つことによりということです。

以上です。

委員長（山岡光広） 堀委員。

委員（堀 郁子） 私はこの請求書の中で、19条にもある中にも通じるんですけども、議員自体が、倫理性を常に自覚し良心と責任感を持って議員の品位を保持しなければいけないといふふうな部分を通して、132条とかですね、を通してその部分をおっしやっておられるのかなといふふうには感じたんですけども、なかなかしっかりと読み取る部分としては、ちょっとおっしやってくださってる、今説明をおっしやってくださってるほどは読み取れないなといふふうにちょっと感じたところがございました。

議員の品位を議会の品位を保つこと、また議員自身がしっかりとこの倫理性を常に自覚することで、しっかりと市民を守っていくという、そういうふうなことだということで、理解しましたので、わかりました。

委員長（山岡光広） 小倉委員。

委員（小倉 剛） この請求書の2番目のところですね。内容の（2）番のところです。この前一般質問において間接的な要素を複数挙げて、個人を特定し得るような、ということです。添付文書の中に、通告書がありまして、その通告書の中に線を引いていただいて、その会長が、公金の不正受給をしたというところにアンダーラインをしていただいておりますけれども、請求人は、通告段階でこれ少し問題があったのではないかなといふふうなお考えをお持ちなのか、そうでないのか、一般質問の中で、っていうことだ

けなのか。ちょっとお聞きしたいと思います。

委員長（山岡光広） 請求人。

請求者（谷永兼二） おっしゃっていただいたように、請求書にも、通告、記載をされたということは通告書ということになります。

文言的には、その会長が公金の不正受給をした、これは、不確定な部分やと、その時点では考えてますし、会社が不正受給をしたという、イコールになってるというような内容です。

この件に、通告書に関しましては、議長にお伺いすると、通告書の段階でもいろいろなやりとりをされたというふうに聞いてますし、その後も、その内容についてだったら問題はないなというように、議長の方が判断をされました。

しかしながら、当日の一般質問では、通告書にはない部分、口述を出していれば、別なんでしょうけれども、その通告書のない部分で発言をされているのかなというふうに私は推測しています。

私自身、この通告書、議員は、大項目まで、大項目と中項目までわかるような内容を提示はいただいています。通告書自体は見れませんけれども。この中でちょっと問題やろうな、問題になるのかなというふうには感じてました。

当然議長もそのように判断をされて、当該対象議員とお話をされたということも聞かせていただいていますし、議会の秩序を乱したということよりも、やはり品位という方かな。本会議場で秩序を乱したということでもない。

通告はしています、議長の発言許可も得られてます、というような段階の中で、突発的に何を言われるかというのはなかなか最後まで聞かなくてはわからない部分もありますし、要所要所で一般質問の最中にも議長は注意なりはされてますけれども、通告段階でもそのようにはされてますが、通告書に書かれた文言も、問題やなということで、請求をさせていただきました。

委員長（山岡光広） ちょっと一般的なことになりますけれども、政治倫理基準というのがありまして、その政治倫理基準の、今回は、第8号に基づいて、審査請求をしていると、そこに問題があるということで指摘をして、請求されているわけです。

その文言が、先ほどからずっと縷々出されてるように、議会の品位ということになってきまして、議会の品位を損ねるということになっています。

なかなかこれ難しいっていうか概念的な問題もありますので、品位とは何かと。言うたらなかなか、すべての皆さんが、品位はこうやということで、直訳して、きちっと言うことはなかなか難しいわけですがけれども、今回、違反事案として政治倫理基準の第3条第8号に反するという事で指摘をされた。そこはどういう意味なのかっていうことを、ちょっと改めて、核心部分になりますので、その点お尋ねしたい。その中に品位とは何かっていうことが出てくるので、請求人の方で、議会の品位とは何なかと、今おっしゃ

ったように、そこに問題があるというふうにおっしゃったわけですね。

そこなかなか本当に難しいと。見方によって、人の見方によって、それが是なんか否なんかっていうのはなかなか難しいということになるろうかと思しますので、理解を深めるために、その点、お尋ねしたいと思うんですけど。

はいどうぞ。

請求者（谷永兼二） 品位という、漠然としたことにもとらえられるようなことでの請求になりました。

ご存じのように第3条には、第1号から8号まであります。

その中には、適合するものは何かということ考えた場合に、8号の全各号に各号に掲げるものの他、市民全体の代表者として、その品位を損なう一切の行為を慎み、その責務に関し、不正の疑惑を持たれるような行為をしないこと、これに該当するということで請求をいたしました。

その品位についてなんですが、請求内容にもありますように、不確定なことで個人を特定して、個人攻撃にもとらえられるような、一般質問をすること自体が、議員の品位にかける発言ではないかということで、端的に言えば、今回の事案をそういうふうに感じました。

委員長（山岡光広） 同じく請求人の思いは、もし同じであれば結構ですけども、何か違った意見があれば、他はい。出口委員どうぞ。

請求者（出口雅之） 私の考える品位としては、やっぱり市民の方、一般の方がインターネット中継なり何かで議会を見ますとそうしたときに、当然子ども、未成年の方も見る、学生の方もいるかもしれないですけども、見たとして、これが何か議会で何か物言いというのか、相手に対する、言動が、何かこう、子どもの模範、お手本になるとは思えないんですね。

やはり、議会としては市民の方の模範となり、お手本となるのが、やっぱり議会人として、あるべき姿かなというふうに思うんですけども、それを見た子どもたちがこういう大人になりたいとか、こういう発言をしたいとかそういうふうには思えない。

それが、私なりの品位がないというような、理解というのかそういうのは思いは持っています。

委員長（山岡光広） 木村委員。

委員（木村眞雄） 品位ということなんですが、彼の、ご発言の中で、やはり引かかる部分がありまして、そこがやっぱり品位が少し足りないんだなということを感じました。

具体的に言いますと、まずまち協についての認識が、もう完全に自分の思い込みを言っておられます。市が作ってくれと言ったとか作らせておいてとかいうような発言。それはやっぱり事実と違うと思うんです。それにもかかわらず思い込みでずっとそれを言っていると。

もう1つは、部長の答弁に対して、極めて無責任な答弁というふうに言っています。相手の答弁を全否定するような言い方をしています。もう少しやっぱり自分がそれを、その答弁を納得できないにしても、もう少し言い方があろうというふうに思います。相手を全否定するような物の言い方では、議論というのは成り立たないのではないかなということを感じています。

そこがやっぱり品位が足りないんだなというふうに思いました。

以上です。

委員長（山岡光広） 他に。堀委員どうぞ。

委員（堀 郁子） 今請求人お三方の品位についてお伺いさせていただいたんですけども、最初に私も問うた内容に対して、その品位を損なわないことが、議会の議員の品位を損なわないことが、市民を守ることに繋がるというふうにお伺いしたんですけども、どちらかというと、議会、また議員の品位を損なわないっていう部分の方が強く感じる。そこが市民を守るというところに、繋がっているのかどうかという部分が、最初にお伺いしたときよりも、今お聞きしたときの方が、ちょっとずれているのではないのかなというふうに感じたんですけども。

そこは私がそういうふうにとっただけかもしれないですけども、そこがしっかりと市民を守るということに繋がるっていう部分がやっぱ大事だっているように思いますので、そういうふうなところは、どうなのかっていう部分をもう一度、すみません、お伺いしたいです。

委員長（山岡光広） 請求人。

請求者（谷永兼二） 請求するにあたって、請求の政治倫理基準等の遵守という第3条のところに、照らすと、やはりこの8号だなということ、この品位を損なう一切の行為を慎みという、責務がありますよというような内容に該当するということです。

その上で、今堀委員がご指摘いただいたような、市民を守るというのが薄いのではないかなというふうにおっしゃいましたが、先ほどから申し上げますように、市民の不確定なことを一般質問で取り上げて、あたかも確定であるか。ということを出した上で、個人を特定し得るようなことを列挙して、一般質問する。

これは当然、市民を守っていることにはないと思うんです。

そういったことはもう十分わかった上で、品位というような、8号に照らして、請求をさせていただいたということです。

いろんな一般質問ありますけどもそれはすべて各議員がそれぞれの視点で、市政を、そして何よりも市民の生活を守るとか、いろんなことを市民を守るというような、観点で質問されていますので、そこは品位が、ある質問を。今の戒協議長は品格のある議会を、というふうにもおっしゃっています。

その品位と品格の違いというのは、なかなか私はちょっと今、整理はできてないんですけども同じようなことかなというふうには考えてます。

市民を守るという文言がない、ないですけれども、そういった思いの請求となっていますのでご理解をいただきたいと思います。

委員長（山岡光広） 西村委員。

委 員（西村 慧） すいません。

今のちょっと発言、質問戻って委員長のご質問にありました品位というところの整理について関連で質問させていただきたいんですけども、今、代表者と木村議員と出口議員が、品位について、これが品位であり、この品位が倫理条例の3条8号に、適さないというところだと。

その上で、木村議員におかれては、事実の誤認、自治振興会という、性質の事実の誤認をしたというご発言があり、出口議員におかれては、市民の模範となるような、適切な言葉の表現ではなかったというところの品位が欠けているというところでした。

一方で請求内容にはですね、谷永議員がおっしゃった、まずは、不確定な要素を断定したという点と、2点目が、間接的な要素を列挙して個人攻撃というところの2点しか書かれていないんですけども、それは木村議員と出口議員の考える品位というのは副次的なものとしてとらえられているというところで、主にはこの2点が品位として欠けているというお三方の見解かというところをお伺いしたいなと思います。

委員長（山岡光広） 請求人。

請求者（谷永兼二） 請求内容は（1）（2）、2点ですが、その品位の中には、木村議員から、それから出口議員が言われたような観点での品位もあろうかと思います。

具体的には、部長に対して極めて無責任な発言というような、威圧的にととらえられるような、また、ハラスメントととらえられるような発言ととらえる方もいらっしゃるかもしれません。

おそらく、木村議員はそこをそのようにとらえられてる。けれども、どの範囲が、議員の発言の権利というのがありますので、その言葉そのものを、威圧的、ハラスメントととらえるには私は、十分ではないのかな。

そのようにとらえられるのであれば、当該の部長がそのように訴えるべきであって、問題提起をされるべきであってというふうには考えますのでここには盛り込みませんでした。そこは、ちょっと意見が合致しなかった部分がありますので、十分、思いはありますけれどもそういったことです。

よろしいですか。

委員長（山岡光広） 木村議員。

委 員（木村眞雄） 私が申し上げたことについてはここにあんまり込められていないというようなことからのご発言だと思うんですけどね。

議会における品位の中で、やっぱり議会というのは、議員というのは、質問を通して、執行部に対して、いろんな問題を提起し、或いは正していくと。いうことは非常に重要な責務だというそれはもうその通りなんです。

ただね、正すのと、攻撃するのは違うと思うんですよ。

正すのは、やはりちゃんとしっかり事実を積み上げた上で、論理的に矛盾がないことをしっかりと認識した上で、そして、やはり言葉もしっかりと選んで、追求していくもんやというふうに思うんです。なかなか難しいですけど。

それを非常に平べったく言えば、雑な言葉でですね、非常に無責任なとか、そういうような言葉で、執行部に対して追求していくというのは、それは攻撃的やなというふうに私は受けとめています。

ですのでやはりそこは品位が欠けるというふうに感じています。

以上です。

委員長（山岡光広） 意にそぐわない答弁が来た場合に、今言われたような無礼な言葉を述べるというのはよろしくないっていうのは一般論から言っても、当然のことですわね。

今の答弁は違うと。私どもと考え方が違うというのは別に問題はないと思うんですけども、無礼な発言に類するような発言をするのはよくないという、そういう意味だと思います。

ちょっと理解を深めるためにもう1点ちょっとお尋ねをしたいと思うんですけども。

これも一般論になりますけれども、倫理っていうのは、道德っていうか、モラルっていうか、人間として当たり前の道っていうか、そういうこと、そういうふうに言い換えることができると思うんですけども。

その前に、政治っていう言葉がついたときに、政治倫理とは何かっていうのが、今回も問われると思うんです。

普通のところで、一般にお話をしているときに、それは倫理観が間違っているとか、或いはそういう考え方は違うとかいうことで、口論になったり言い合いになったりとかいうようなことは起こり得る可能性はもちろんありますけれども、議員っていう立場、政治家という立場が、発言する、行動するっていうときに、この政治倫理っていうのが問われるというふうに思うんです。

そういう点で、今回も政治倫理基準違反に類するということですのでね、この政治倫理とは何かということについて、深める意味でご発言いただければありがたいと思うんですけど。

請求人どうぞ。

請求者（谷永兼二） 倫理、おっしゃるように、ルールでありますとか、モラルでありますとか、何かに則った上での基準があって、それに対して、どうかというのが1つの基準でもあろうかと思います。

政治とついてることにつきましては、政治に関する法令、地方自治法でありますとか、議会基本条例、それから政治倫理条例とか、いろんな例規、がルールとしてあります。

それに基づかない、行動そのものは倫理に反するというふうには、ということが1つありますけれども、なかなか倫理ということになってくると、幅は、それぞれ感じるもんは、幅が多くあろうかと思います、倫理に関しては。

その幅を一定のものに基準としてあるのが、関係法令例規かなというふうには考えてます。

この倫理条例の中には、8つの基準があると先ほど申しましたけれども、政治資金規正法とか、それから、選挙に関する法令とか、当然、一般市民国民全員が、ある法律とか、ということに照らしてどうかということが、政治倫理条例の中にありますので、ということです。

実際倫理観というのは、それぞれが物差しが違うのかなというふうにありますけれども、そこを、それは倫理上どうなのかということを審査をいただくのがこの委員会にお願いをしているところであるのが1つということです。

大変重いことを請求をいたしておりますけれども、よろしく願いしたいところであります。

委員長（山岡光広） 出口委員。

請求者（出口雅之） 倫理、ちょっと抽象的な言葉だと思うんですけど、生きていく上で、やっぱり道標になることかなというふうには感じています。

例えば、原理原則で言えば、人を攻撃すれば、当然、攻撃され返されます。世の中の戦争のように、相手に攻撃すれば、当然そういうふうに仕返しされるんですけども、でもやっぱり人間生きていくときに何かこう、例えばですよ、誰も見てないから、悪いことしようかと思っても、やっぱり昔からよく言われる、それはお天道様が見てるとか、そういうことでよく、人間の行動が正しい方向に、向かっていこうという、そういう何か、原理原則が働いてるのが倫理かなというふうに思ってます。

それに、その前に政治倫理ってつくつくと、やっぱり政治の世界でのことで、正しいことをしていかないと、結局自分の身に返ってくるっていうふうな、政治の中の出来事ですけどそういうふうにとらえてますので、例えば今回の件に関して、やっぱり議会の中でこういう発言があったというのは、何か原理原則というのか、ちょっと外れてるなっていうふうに、そういう僕は理解です。ちょっとうまく説明できませんでしたが、私なりの理解です。

委員長（山岡光広） 木村議員。

請求者（木村眞雄） 政治倫理ということで非常に難しい命題なんですが、議論をする中で、一番大切にしなければならないのは、全く違う意見であっても、やはり相手をリスペクトするという、そういうことが最も大事な点。

リスペクトした上で、やはり議論を深めていくということでないと駄目だなっていうふうに思うんです。

リスペクトしているかどうかということは、どういうふうな態度であられるのかということやはり1つ1つの言葉だとか、或いは物の言い方だと

か、態度だとか、そういうものであらわれてくるというふうに思います。

特に政治倫理ということですので、法令や条例や、そういうことに基づいて、そのルールの中でしっかり物を言っていくと。

ただ、その中やったら何を言ってもいいのかということになるんですけど、やはりそれは最初に言ったようにリスペクトというのがあると思います。

やっぱりリスペクトがない発言というのは、やはり相手にとって不快感を与えるし、周りにとってもやっぱり不快な印象を与えると。

それは究極で最終的には全体的に利益にならないというふうに考えています。

以上です。

委員長（山岡光広） どうでしょうか、皆さん。他にありましたら。福井委員。

委 員（福井 進） ちょっと視点が違うかもしれないですけど、5月号の議会だよりに、このことに関する糸目議員の一般質問の欄がありますね。

あそこの欄については、本件記事については仮処分申し立てが出され、大津地方裁判所の決定が出るまで掲載を保留します（糸目）って書いてあるんです。

おそらく広報部会の方で出された原稿に対して、議会というか、おそらく議長からいろんな方と相談して、それは記載できひんということで、本人さんの言葉が入ってあると思うんですけど、ある面でいうと今回のあれ、の提示はされてないわけですけども、もし悪意を持ってていう場合に、そこで発言したことと、それがSNSやいろんなところへ流れることという部分はもちろんあってそこのところについては、ここで言うより法的な部分やら、あるかと思うんですけど、ある面で言うとその対象者の行為については、何らか意見を申立書には、書いてないねんけど、その点についてちょっと最後、こうあるべきというか、広報の仕様ですね。もし何かありましたら、ご意見を聞かせてください。

委員長（山岡光広） それは請求人からお答えいただく中身ではないというふうに私は思います。

広報を編集する中で、いろいろ議論があって、今見ていただくような紙面構成になったと。糸目議員もその点は了解をしたということでそういう紙面として出されたということですし、その内容について、請求人にコメントを求めるっていうことではないというふうに思いますので、はい。

委 員（福井 進） すいません、ちょっと例を出したんですが、議論になったかもしれないですけども、議員の倫理っていう点で、SNSへの発信いうところで言えば、おっきい影響もあるし、冒頭、堀議員が言われたように、不確定な要素で個人も、攻撃するいう点で言えば、そこの発信っていうのは非常に、大きい、何ていうかな、罪というか、部分が、あるというふうに思いますねんけれども、その拡散いう点について、今回の何ていうかな。

申し立てというか、請求には触れてないわけですけども、その点については、冒頭議員がおっしゃったように個人の人権に関わる部分については、これは法に関わることやさかいに、議会の品位という点で、そのところと絡みがあるっていう話でしたけど、その点について、いや拡散やら発信っていう点について、何らかご意見があったら、はい。

委員長（山岡光広）　今回、ちょっと待ってくださいね、今回の事案の一般質問と一般質問の動画をいわゆるSNSで拡散をしたと、その拡散に対して、差し止めを求める仮処分が申請されているという経緯ですので、そのことに関してということではなくて、一般論として、こういった請求事案のことが、動画等にSNS等にいわば拡散されるという行為についてどう思われるのかって言うことで、聞かしてもらってもよろしいですか。

はい。ほんなら、それでお願いします。

請求者（谷永兼二）　今指摘ありましたように、そのような仮処分の申請されているとか、SNSで発信をされているとか、議会だよりにそのような文言が載ってるとか、そういったことの背景があつての請求ではないということは、1つ申し添えたいと思います。

それにかかわらず、議会としてこれは問題であるんじゃないか。

政治倫理に照らすと疑義が生じてるというふうに、感じて審査請求をさせていただいています。

私の方から、発信されていることに対して、どう思うかということにはお答えする立場にはないのか、今の時点で、というふうに思いますし、それがこの審査会で審査をしていただいた判断の上で、どうかということはまた申し上げられることもあろうかと思えますけど今の時点ではありません。

委員長（山岡光広）　他にご質問等ありますでしょうか。請求人。

請求者（出口雅之）　先ほどの副委員長がさっきおっしゃってた市民を守る、いうことで、議会の品位よりも、市民を守る、のがちょっと薄く弱くなってるのではないかいうことでちょっと言いたいのっていうか発言したいんですけども、議会を守るとか議会の品位ですね、品位を保つというのが、市民を守るっていうのはイコールではないにしてもそれが大きく影響はしてると思います。というのも、まず全国的にどこの議会でもいろんな騒動だとか、もう下手したら、刑事罰を受けるようなこともたびたび起こってる。

そういう市民の方って、どうしても市に対して誇れる部分が薄くなってくると思うんですね。やっぱりいつも品位を保って品位のある議会の市民やと。やっぱりその市が誇れる自分の市がいつも品位があつて、ていう、そういう市民であれば、誇れると思うんです。

そういう議会になっていくのが、市民を守るというイコールにもなってくるとような気がします。

だから、もっと品位を守る、議会の品位を保つような、そういう意味ではもう市民を守る、のことにまなるというふうに考えております。以上です。

委員長（山岡光広） 他に。

委員（小倉 剛） 1点、お聞きさせていただきます。

随分昔は議員の処分とかいうものは、司法審査の対象にならないことが多かったんですけども、いろいろ裁判を経て、司法審査の範囲がかなり広がってます。それに対して請求人はどのようなお考えをお持ちか、お聞きをいたします。

委員長（山岡光広） 請求人どうぞ。

請求者（谷永兼二） 今小倉委員がおっしゃったように、及ばないという、裁判にはそぐわないとかいうような、弁護士も受け取らないというようなことも以前は多くあった、それが基本になってたのかなということがありますけれども、例えば懲戒免職やといっても法的拘束力はないですし、それは不当やという訴えてもなかなか取り扱ってないような事案がありましたけれども、法的拘束力がない、どの懲戒にするかというのが今回の請求の目的ではないということが前提にあって、当該の発言が議会の品位、議員の品位を損なうんではないか、それは市民を守るためにということにつながりますけれども、そこが問題であって、法的なことはそれは法律のほうで、先ほどもあった動画の差し止め請求なんかも、例えば差し止めが止めなくていいよという判断がされたとしても、甲賀市議会としてはその問題がどうかという判断をお願いしたいな、というふうには考えてます。

ちょっと的を外れた答えになってるかもしれませんが、そのように認識はしています。法的なことに関しては。

委員長（山岡光広） そうしたらほかの委員の皆さん、請求人に対する質疑というのは基本的に一区切りということになるわけですがけれども、よろしいでしょうかね。

今後もし、次は対象の議員、その次は議会等の取組がどうであったのか、というようなことについてお聞きするわけですがけれども、その後でもう一度振り返って、請求人にお聞きする、ということもあり得ることかもしれないけれども、今日の区切りの請求人からの聞き取りというのは、ここで閉じたいと思いますけれども、よろしいですかね。

（「はい」の声あり）

委員長（山岡光広） さっきから議論になってるように、倫理っていうのは非常に一般的な道徳観という問題ではありますがけれども、そこに政治という言葉が付いて、政治倫理と、こういうふうに付いてくるとね、一般的な道徳観ということではなくて、より崇高な、より高い倫理観が求められるし、ある意味議員としての行動規範になろうかと思うんですね。

そういう行動規範として、請求人がおっしゃったように、事実でないものを事実であるがごとく質問するという点はいかがなものかと、いうことを特に言っておられるのではないかなというふうに、今日お聞きしました。

またそういう機会があるかもしれませんので、よろしくお聞きしたいと

思います。

そうしたら一旦区切りで、副委員長のほうからあいさつをしてもらいます。

副委員長（堀 郁子） 本日は請求人の方、ご足労いただきましてありがとうございます。請求人の方のお気持ちは、しっかりと伺いさせていただけたかなというふうに感じております。

今後しっかりと審査に活かしていきたいというふうに思いますので、ありがとうございました。

皆さまもご苦労様でございました。

委員長（山岡光広） 請求人の皆さんご苦労様でした。ありがとうございました。

これをもちまして第2回の甲賀市議会政治倫理審査会を散会したいと思います。

（散会 午前11時07分）

上記記録は、甲賀市議会議員政治倫理条例第10条及び甲賀市議会委員会条例第30条第1項の規定により作成したもので、その内容が正確であることを証する。

甲賀市議会政治倫理審査会 委員長 山岡光広